

第 2 章 指定工事業者

1. 指定給水装置工事業者制度

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。給水装置の構造・材質が不適切であれば、需要者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。

指定給水装置工事業者制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令(第 5 条)に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域内において給水装置工事を適切に施工することができるものと認められるものを指定する制度である。(法第 16 条の 2)

指定工事業者には次のことが求められる。

- (1) 法(第 25 条の 3)に定める指定の要件を満たしていること。
- (2) 給水装置工事の事業の運営に関する基準(施行規則第 36 条)に従った適正な事業運営をすること。
- (3) 給水装置工事に関する法規を遵守し、施行令の基準に適合する給水装置工事を施工できる技術を有すること。
- (4) 給水装置工事に関し、法令・規則及び水道事業者が定めた供給規定を熟知し、それにしたがって工事を施工できること。
- (5) 法に基づいて行われる水道事業者の監督に従うこと。
- (6) 水道の需要者との契約を誠実かつ適正に履行できること。

2. 指定の要件(法第 25 条の 3)

- (1) 事業所ごとに主任技術者として選任される者を置く者であること。
- (2) 施行規則第 20 条に掲げる以下の機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ② 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ③ 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - ④ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ⑤ 法人であって、その役員のうち①～④までのいずれかに該当する者があるもの

第 2 章 指定工事業者

3. 指定工事業者の責務(法第 25 条の 8)

指定工事業者は、施行規則第 36 条の事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事の施工に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事(施行規則第 13 条に規定する軽微な変更は除く)ごとに、選任した主任技術者のうちから、当該給水装置工事を施工する主任技術者を指名すること。
- (2) 配水管に給水管を取付けもしくは配水管から給水管を撤去する工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切な作業を行うことができる技能を有する者を当該工事に従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※平成 23 年 8 月 30 日付厚生労働省水道課事務連絡において、『技能を有する者』を例示するよう連絡があった。

この技能を有するものの例示は、次のとおりである。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
 - ② 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者(この講習は、平成 24 年度から「給水装置工事配管技能検定会」に変更した。)
なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管の穿孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。
- (3) (2)の工事を施工するときは、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
 - (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ① 施行令に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ② 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - (6) 施工した給水装置工事(施行規則第 13 条に規定する軽微な変更は除く)ごとに、指名した主任技術者に、次に掲げる当該給水装置工事に係る記録を作成させ、その記録を作成の日から3年間保存すること。
 - ① 施主の氏名又は名称
 - ② 施工の場所
 - ③ 施工完了年月日
 - ④ 主任技術者の氏名
 - ⑤ 竣工図

第 2 章 指定工事業者

- ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ⑦ 給水装置の構造及び材質が施行令(第 5 条)の基準に適合していることの確認の方法及びその結果

また、水道事業者から要求があれば、指定工事業者は、法第 17 条第 1 項に規定する給水装置の検査の際に、主任技術者を立ち合わせたり、報告又は資料の提出をしなければならないなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならない。(法第 25 条の 9、同第 25 条の 10)

4. 主任技術者の職務

主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事事務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 5 条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に係る次に掲げる事項(施行規則第 23 条)
 - ① 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - ② ①の工事及び給水管の取付口から水道メーターまでの工事を施工しようとする場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ③ 給水装置工事を完成したときの連絡

5. 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (2) 主任技術者は、構造材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況を把握し、工事内容に応じた工種と技術的な難易度及び関係行政機関等との調整と手続などを熟知していなければならない。
- (3) 主任技術者は、給水装置工事に従事する従業員等に対して施工する給水装置工事に関する技術的な指揮監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

6. 主任技術者に求められる知識と技能

- (1) 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、管理者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせるおそれもあるので、衛生上十分な注意を要する工事である。
- (2) 給水装置工事は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので、施工の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易でないという特殊性がある工事である。
- (3) 主任技術者は、常に水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、基準省令や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。
- (4) 給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また「現場施工」であることなどの建設工事としての特殊性があり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。
- (5) 主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施できるような、様々な専門的な知識及び技能が求められる。

① 調査段階

ア. 事前調査

- a. 給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、現場の状況に応じて適正な施工計画等を策定し、工事の難易度にあわせて熟練した技術者等を配置・指導し、工程管理・品質管理・安全管理などを確実に実行しなければならない。
- b. そのため、地形、地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について事前調査を十分に行い、それによって得られた情報を給水装置工事の施工に確実に反映させなければならない。
- c. 事前調査においては、必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実に行うことができるように、条例等の他、関係法令等を調べたり、法に基づく給水装置の構造材質基準に定められた油類の浸透防止、酸・アルカリに対する防食、凍結防止などの工事の必要性の有無を調べることも必要となる。

イ. 管理者等との調整

- a. 管理者は法第14条に基づき、条例等を定めている。
- b. 条例等には給水区域内の需要者が行う給水契約の申込手続などを定めている。
- c. 給水装置工事を施工しようとするときは、管理者との間で、条例及びそれに基づいて定められている規程などにより、給水装置工事の施工の内容、計画等について、予め打ち合わせることが必要である。
- d. 道路の下の配管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法などについて、予め管理者や道路管理者などの承認や指示を受けることが必要である。

第2章 指定工事業者

② 計画段階

ア. 給水装置の材料、機材の選定

- a. 給水装置工事の適正を確保するためには、構造材質基準に定められた性能基準に適合した給水管や給水用具を使用することが必須である。
- b. 主任技術者は、給水装置の構造材質基準を熟知し、基準に適合していることが確認できる給水管や給水用具の中から、現場の状況に合うものを選択しなければならない。
- c. 現場によっては、施主等から工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合があるが、それらが基準に適合していないものであれば使用せず、使用できない理由を明確にして施主等と協議調整しなければならない。
- d. 管理者の施設である配水管に給水管を接続する工事について、管理者による使用機材・工法等の指示がある場合は、それに従わなければならない。
- e. 管理者は、地震により被災した場合の応急復旧を迅速に行うことなどを目的として、条例等において道路下の部分の給水管や給水用具の構造・材質を制約しているため、その規制に適合した製品を用いなければならない。

イ. 工事方法の決定

- a. 給水装置工事は、給水管や給水用具からの汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破壊、酸・アルカリによる侵食や電食、凍結などが生じないように、構造材質基準に定められた給水システムに係る基準を必ず満足するように行わなければならない。
- b. また、例えば弁類や継手、給水管の末端に設ける給水用具の中には、現場の条件によっては使用に適さないものもあるので、それぞれの仕様や性能、施工上の留意事項を熟知したうえで給水装置工事に用いなければならない。

ウ. 必要な機械器具の配置

- a. 給水装置工事には、配水管と給水管の接合、管の切断・接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。
- b. 使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがあり、さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は一様ではない。
- c. そのため、工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断し、施工計画の立案に反映し、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

エ. 施工計画、施工図の策定

- a. 給水装置工事は、建築物の建築の工程と調整しつつ行うことになるため、事前調査の際に得られた情報などに基づき、給水装置工事を無駄や無理のない段取りによって施工しなければならない。また、工事の品質を確保するうえで必要な給水装置工事の工程に制約が生じるようであれば、それを建築工程に反映するように協議調整しなければならない。

第2章 指定工事業者

- b. なお、給水装置工事を予定の期間内で、迅速且つ確実にを行うため、現場作業にかかる前にあらかじめ詳細な施工計画、施工図を作成しておき、工事従事者に周知徹底しておくことなどの措置を講じなければならない。

③ 施工段階

ア. 工事従事者に対する技術上の指導監督

- a. 給水装置工事は、様々な単位工程の組み合わせであり、それらの単位工程の中には難度の高い熟練した技術力を必要とするものも多い。
- b. そのため、主任技術者は、工種と現場の状況に応じて、工事品質を確保するために必要な能力を有する技術者などの配置計画をたてるとともに、それぞれの工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にしておき、品質目標に適合した工事が行われるよう、随時工事従事者に対する適切な技術的指導を行わなければならない。
- c. 特に、配水管と給水管の接続工事や道路の下の配管工事については、適正な工事が行われなかった場合には水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、公道部分における漏水で道路の陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせるとともに、主任技術者が立ち会わなければならない。

イ. 工程管理、品質管理、安全管理

- a. 施工段階における工程管理、品質管理は主任技術者が職務として行う給水装置工事の技術上の管理のうち、根幹的なものである。
- b. 主任技術者は、調査段階、計画段階に得られた情報に基づき、また、計画段階で関係者と調整して作成した施工計画に基づき、最適な工事工程を管理しなければならない。
- c. 給水装置工事の品質管理は、工事の発注者に対して、あらかじめ契約書などで約束している給水装置を提供するために必要不可欠なものである。
- d. 主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行わなければならない。

そのためには、竣工時の検査の実施のみならず、自ら、又は信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、工程ごとの工事品質の確認を励行しなければならない。

- e. 工事の実施にあたっては、例えば配水管の穿孔を慎重に行って破損しないようにすること、給水管の管端から土砂が入らないようにすること、樹脂管接続箇所の接水部分に接着剤が付着しないようにすることなど、水の汚染や漏水が生じることがないように工事の品質管理を行わなければならない。
- f. 工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全の確保と、工事の実施に伴う公衆に対する安全の確保がある。

後者のうち、特に道路の下の配管工事については、道路工事を伴うことから通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの保安について万全を期す必要がある。

第 2 章 指定工事業者

ウ. 工事従事者の健康の管理

- a. 水道は、人の飲用に適する水を供給するものであり、管理者は、浄水施設における消毒や職員の健康診断の実施など、水道水の衛生の確保には十分に注意を払いつつ配水している。
- b. 給水装置は、管理者の配水管に直結して設けられるものであり、給水装置を流れる水は配水管の中の水と一体のものである。
また、例えば主配管から分岐して便所に給水する部分の給水装置であっても、その中を流れる水は台所に給水される水と一体のものである。
- c. 従って、給水装置工事の実施にあたっては、どのような給水装置の工事であっても、水道水を汚染しないように十分に注意しなければならない。
- d. そのため、主任技術者は、工事従事者の健康状況にも注意し、病原体がし尿に排泄される赤痢等の保菌者が給水装置工事に従事することにより水道水が汚染される等といった事態が生じないように管理しなければならない。

④ 検査段階

ア. 工事の竣工検査

- a. 主任技術者は自ら、又はその責任のもと信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、適正な竣工検査を確実に実施しなければならない。
- b. 竣工検査は、新設、改造、修繕、撤去等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造材質基準に適合しているものになっていることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工物品質確認である。
- c. 指定工事業者は、発注者の信頼を確保できてこそ業務を発展させられるものであり、適正な竣工検査の実施は、そのためにも重要な工程である。

イ. 管理者が行う検査の際の立会い

- a. 管理者は、施行規程第 18 条に基づき、その所有者又はこれに代るべき者の同意を得て、日の出から日没までの間に、その職員をして給水装置を検査することができる。
- b. 管理者は、検査を行う給水装置について給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、その工事を施工した事業所の主任技術者を検査に立ち合わせなければならない。
- c. この立ち会いの際には、主任技術者は、施工した給水装置工事の内容について管理者に説明し、給水装置が構造材質基準に適合していることについて管理者の納得を得ることになる。

7. 基準適合品の使用等

- (1) 平成9年3月の施行令改正等により、法第16条に基づく給水装置の構造材質基準が明確化、性能基準化された。(第3章1参照)
- (2) この改正に伴い、給水装置に用いる給水管や給水用具の製造者は、自ら製造過程の品質管理や製品検査を適正に行い、構造材質基準に適合する製品であることを自ら認証すること(自己認証)が基本となった。
- (3) 従って、指定工事業者は、給水装置工事に使用しようとする製品について、その製品の製造者に対して構造材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を使用しなければならない。
- (4) なお、給水装置に用いる製品が構造材質基準に適合していることを認証することを業務とする第三者認証機関によって、その認証済マークが表示されている製品もある。
- (5) 主任技術者は、指定工事業者が行う給水装置工事の技術力の要であり、施工した給水装置が構造材質基準に適合するようにするために、工事の技術上の管理や基準適合性の確認などの職務を確実にこなさなければならないことが法に定められている。
- (6) 従って、主任技術者は、給水装置の構造材質基準を熟知し、工事に用いようとする給水管や給水用具が基準に適合しているものであること、工事の実施方法が基準に適合した給水装置とするうえで適正なものであることについて技術的な判断を行わなければならない。
- (7) その際、仮に施主が使用を希望する給水用具であっても基準に適合していないものであれば、それを使用しないことについて自ら又は営業担当者等を通じて施主に説明して理解を得なければならない。

基準適合性が不明である場合には、厚生労働省告示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的な判断を行わなければならない。

- (8) 給水装置工事には、配水管と給水管の接続、管の切断・接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。

また、使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがある。さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は一様ではない。

従って、主任技術者は、工種や使用材料に応じた適正な機械器具の種類を判断し、施工計画に反映するとともに、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

8. 指定工事業者による主任技術者の支援

- (1) 給水装置工事を適正に行い、法に基づく構造材質基準に適合した給水装置を施主に提供するためには、指定工事業者は給水装置工事の現場ごとに指名した主任技術者がその職務を十分に遂行できるようにしなければならない。
- (2) 例えば、主任技術者が資料に基づいて構造材質基準に適合していないことを指摘している給水用具について、指定工事業者が経営上の観点からその使用を強制するというようなことでもなれば、

第2章 指定工事業者

主任技術者はその現場の給水装置を構造材質基準に適合させるようにすることが不可能になる。

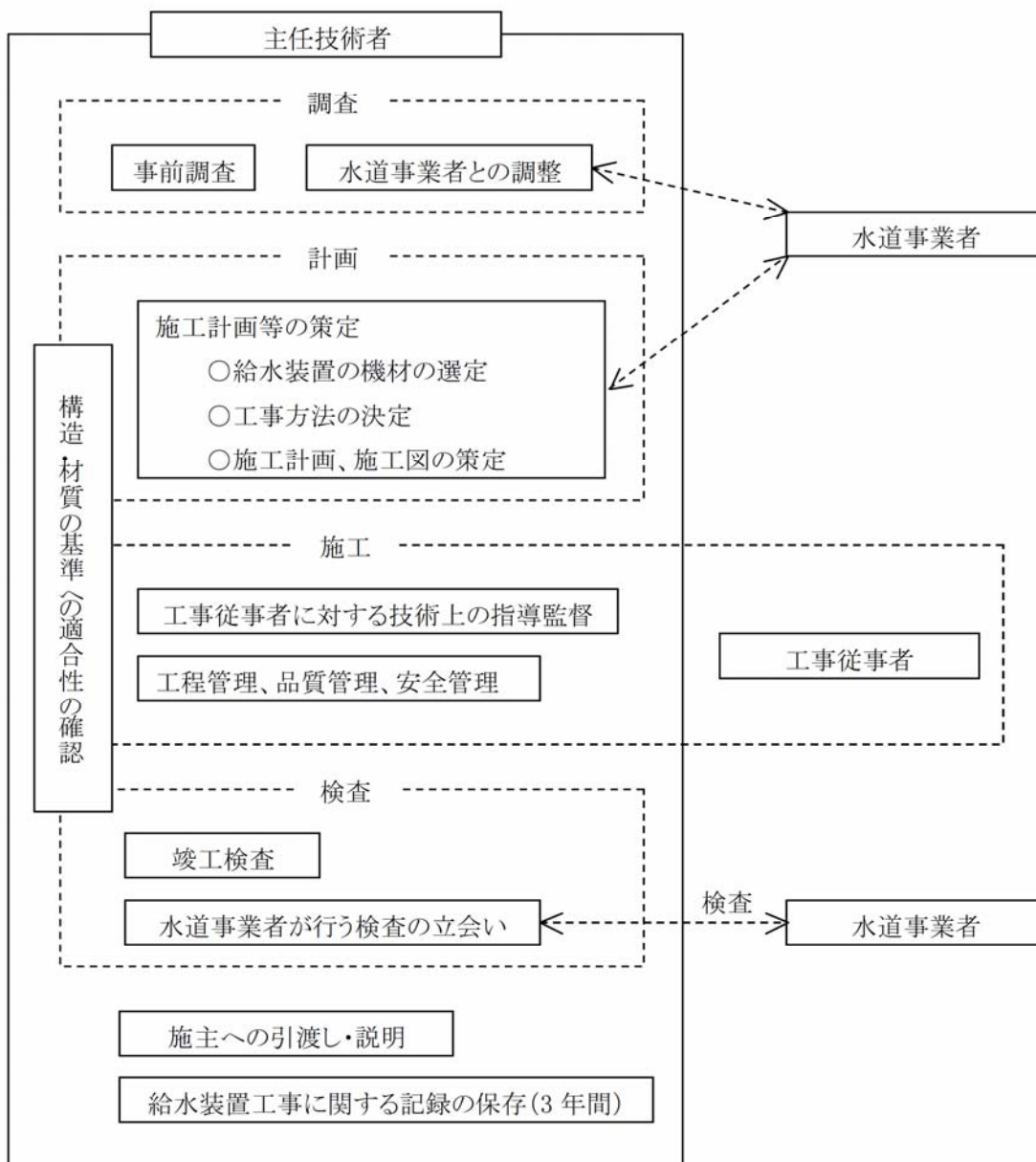
- (3) 同様に、給水装置工事に従事する職員の配置や、使用する機械器具の手配についても、指定工事業者は主任技術者の職務が円滑に遂行できるように支援しなければならない。一方、主任技術者は常に技術の研鑽に努めることなどによって、現場の実情等の技術的情報を指定工事業者に十分伝わるように努める必要がある。

9. 給水装置工事記録の保存

- (1) 指定工事業者は、施工した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施工場所、施工年月日、その工事の技術上の管理を行った主任技術者の氏名、竣工図、使用した材料の種類と数量、工程ごとの構造材質基準への適合性確認の方法及びその結果、竣工検査の結果についての記録を整理し、3年間保存しなければならない。
- (2) この記録については特に様式が定められているものではない。従って、管理者に給水装置工事の施工を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる、また、電子記録を活用することもできるので、事務の遂行に最も都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。
- (3) この記録の作成は、施工した給水装置について指名された主任技術者に行わせることになるが、主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよい。
- (4) 主任技術者は、上記の事項以外に、個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施工計画の作成にあたって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事を実施した配管技能者等の氏名、工程ごとの構造材質基準への適合に関して講じた確認・改善作業の概要などを記録に残しておくことが望ましい。そのような日常的な努力が技術力の向上につながる事となる。
- (5) 主任技術者は、給水装置工事を施工する際に生じた技術的な疑問点などについては、それが構造材質基準に適合させるために解決することが必要な事項ではないとしても、できるだけ早く確認したうえで、工事の技術力の向上に活用していくことが望ましい。

第2章 指定工事業者

【 図 2.9.1 給水装置工事の各段階と主任技術者の職務 】



10. 指定工事業者が取り組むべき課題

指定工事業者に対する苦情を整理すると図 2.10.1の苦情例に示すものがある。指定工事業者においては、国の指定基準に適合した事業者である自覚をもって、社会的信用を損なうことのないよう、誠実に業務を遂行していく必要がある。さらに、給水装置工事が水道事業と需要者の接点であることを十分認識し、需要者に喜ばれる「顔が見える指定工事業者」を目指して事業運営に取り組むことが重要である。

(1) 接遇に関する社員教育の徹底

指定工事業者は、不愛想な対応で需要者に不安や不信感を抱かせることがないよう、接遇に気を付けることも重要である。

このため、お客様目線の思考で自己診断を行い、親切丁寧な対応が実践できるよう、社員教育の中で挨拶や会釈など接遇の基本動作の確認をするなどして、接遇運動を展開することも効果的である。

また、クレームがあった場合は、「申出のお客様を絶対に失望させない」という気持ちをもって臨むことが肝要である。クレーム処理のポイントは、「お客様の気持ちを理解すること」と、「迅速な対応と誠意」である。これらのクレーム処理後は同じ過ちを繰り返さないように社員教育の中で周知徹底することが接遇向上のために必要である。

(2) 工事代金等に関するトラブル防止

工事代金に関するトラブルを事前に防止するため、新設・改造工事の場合、施工する範囲、使用材料、作業内容と工事費の費用明細が分かる見積書を作成し、工事を施工する前に分かりやすく説明して、工事申込者が工事内容等を十分理解し納得した上で、誠意を持って適正に施工しなければならない。

特に、見積書を作成する際には、工事申込者に馴染みの少ない費用、例えば、

- ① 交通誘導員の人件費
- ② 地下埋設物占有者等との協議に要する費用
- ③ 警察署への道路使用の許可申請に要する費用

などの費用について十二分に説明する必要がある。

なお、修繕工事の場合でも、少なくとも修繕方法や概算の費用等を説明し了承を得たうえで修理を行うと共に、権利関係のトラブルを未然に防止するため、必要に応じて、土地使用承諾や分岐承諾を得て、工事を施工すること。

【図 2.10.1 お客様からの苦情例】

<p>〈対応に関するもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 修繕工事を断られた。◆ 依頼をしてもなかなか修理に来てくれない。◆ 電話をしても繋がらない。◆ 連絡がつかない。◆ 約束の時間に遅刻してきた、または来なかった。◆ 事前に連絡がなかった。◆ 無断で作業をしていた。◆ 工具を揃えずにやってきて、貸してくれと言われた。 または取りに戻ったため長時間待たされた。◆ ビルで赤水が出るため相談したが、更生工事の説明だけであった。直結給水の説明がなかった。	<p>〈作業に関するもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 建物や看板等を汚された、壊された。◆ 植物を踏まれた、庭木を折られた。◆ 植木鉢や自転車等を勝手に移動させ、しかも元の状態に戻さない。◆ 騒音が酷い。◆ 作業が雑である。◆ 作業車を他人の土地へ勝手に駐車し作業をしている。◆ 交通規制を住民に周知せず作業をしている。◆ 交通誘導員が誘導をしない。立っただけである。◆ 作業後、清掃していない。散らかしている。◆ 資材や廃材を放置している。
<p>〈接遇に関するもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 身だしなみがだらしない。◆ 接客態度が不快である。◆ くわえタバコで、訪問や作業をしている。◆ ポイ捨てをしている。◆ 苦情を言うと逆上された。◆ 訪問の際、呼び鈴を何度も押した。◆ 玄関先で、大声で名前を連呼された。	<p>〈工事費用に関するもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 工事費用・修繕費用が高い。◆ 見積金額を提示せずに作業を行った。◆ 見積より高額な請求がきた。◆ どこに依頼しても工事費用は同じだと言われた。 <p>公益社団法人 日本水道協会 「指定給水装置工事事業者研修テキスト 2013」より</p>

11. 指定工事業者の研修制度

厚生労働省は、平成 20 年 3 月に「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」(健水発第 0321001 号)として、指定工事業者に対する講習・研修の実施等を通知した。

この通知において、講習・研修の実施等の目的を、「給水装置工事の施行に当たっての手続きや工事上の条件、事業に変更等があった場合の水道事業者への届出など、指定工事業者の遵守事項に的確な対応がなされていない事例等がみられることから、指定工事業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資するため」としている。この様な講習・研修が実施される際には、指定工事業者は参加すること。